任意継続申出用被扶養者確認書

任意継続申出時に、継続認定を必要とする被扶養者がいる場合は、任意継続加入時以降の状況等について、以下の該当する項目をすべて記入・🗹し、「任意継続組合員申出書」に添付し提出してください。

				作成日_	令和	年	月	日
		壬意継続の 以下のと‡	の申出にあたり、継続認定を要する被扶養者	組合員番号				
	o c	また、今後	後被扶養者の要件を欠いた場合は、速やかに	組合員氏名				
,	油口	出します。 公立学村	交共済組合愛媛支部長 様	電話番号				
1	Į	現在被技	k養者に認定されており、任意継続後も総	- ≚続認定を受けよ	うとすん	る者		
		氏名	生年月日	昭和・ 🗌 平成・ 🔲	113/	住戶		
		実生活上	□同居 生活費等 □	<u> </u>	日柄	住		別
		同別居等	□ 別居→ 送金月額 円 店:			□ 留学 □ 匍	見光・保	養等
3	養者	認定	□ 義務教育以下(未就学児・義務教育)・ □ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病	学生等)				
	1	理由	口収入が少ない(パート・アルバイト・年	金受給者・自営業	等)			,
	-	d⇒ ∃	□ その他(□ 有 → 公的年金 □ 有:年額	円 公的年	E金以外)
		収入	□無 の有無 □無		(年額)			円
		氏名	生年月日	昭和・ 🗆 平成・ 🗆	カシレ	住戶	474	同一
		実生活上	□同居 生活費等 □	年 月 □ 国内	日柄	住		別
		同別居等	□ 別居→→ 送金月額 円 店:	□ 海外:渡		□ 留学 □ 匍	見光・保	養等
		認定	□ 義務教育以下(未就学児・義務教育)・ □ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病	学生(高校生・大 気療養中等	字生等)			
	2	理由	□収入が少ない(パート・アルバイト・年	金受給者・自営業	等)			,
			□ その他(□ 有	円公的年	E金以外			
		収入	□無 の有無 □無		(年額)			円
		氏名	生年月日	昭和・ □ 平成・ □	^{令和} 続 _日 柄	住戶住	4231	同一
		実生活上	□同居 生活費等 日本	年 月 月 日内	E Ari	1111	וסן	別
;		同別居等	□別居→□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□			□ 留学 □ 匍	見光・保	養等
		認定	□ 義務教育以下(未就学児・義務教育)・ □ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病		子生寺)			
		理由	□収入が少ない(パート・アルバイト・年	金受給者・自営業	等)			\
	-	ı 	□ その他(□ 有	円 公的年	E金以外			
		収入	□無 の有無 □無		(年額)			円
		氏名	生年月日		令和 続	住戶	4231	同一
		実生活上	□同居 生活費等 □	年 月 □ 国内	日柄	住	所 ┃□ .	別
;		同別居等	□ 別居→→ 送金月額 円 円 円			□ 留学 □ 匍	見光・保	養等
17. 17	養者	認定	□ 義務教育以下(未就学児・義務教育)・ □ 家事従事者・就職活動中・障がい者・病		字生等)			
	4	理由	□ 収入が少ない (パート・アルバイト・年		等)			
		r[== →	□ その他(□ 有→ 公的年金 □ 有:年額	円公的年	三金以外)
		収入	□無 の有無 □無		(年額)			円

2 夫婦共同扶養・他の扶養義務者の有無等

「配偶者」以外の被扶養者がいる場合は、次の(1)又は(2)を記入。

(1) 当該被扶養者が「子」の場合

被扶養者が「子」で、組合員に配偶者がいて配偶者が被扶養者でない場合は、夫婦共同扶養に該当。

① 夫婦共同扶養	(被扶養者でない配偶者)	の該当を確認。	該当の場合は氏名等、②を記入。
組合員の □ 有· 配偶者 □ 無	→ □ 被扶養者でない → □ 被扶養者	配偶者 氏名等	□ 配偶者も 組合員

② 夫婦双方の年間収入(見込額)の比較 ※配偶者が当支部組合員の場合は記入不要。

共同扶養の配偶者が当支部組合員でない場合は、夫婦双方の年間収入の比較が必要。

夫婦の年間収入の比較で、組合員の方が多い、又は、夫婦の年間収入の差が多い方の1割以内の場 合は、組合員が主たる扶養者となり、子を被扶養者に認定可能。

夫婦の年間収入は、任意継続加入日以降向こう1年間の恒常的な収入の総額で、退職手当金等の一 時的な収入は除く。

・夫婦双方の年間収入(任意継続加入後向こう1年間) 見込額

	1.•/\P #\/\ ~ . = =		※ 前年	こと同程度の場合
組合員	※退職後の収入	配偶者		
の収入	lm	の収入	m 12,	前年の収入。
	H		闩	

(2) 当該被扶養者が「子・配偶者」以外の場合

被扶養者が「子・配偶者」以外で、組合員と同等の親族がいる場合は、他の扶養義務者に該当。

(例) 被扶養者が「母」の場合 → 「父」及び「兄弟姉妹」(組合員の被扶養者を除く。)

他の扶養義務者が公立学校共済組合員の場合は、備考欄に組合員番号を記入。

他の扶養義務者の有無	□無 □有 -	 	有の場合は	氏名等を記入。	_		
氏名	組合員と 続柄	か		被扶養者との 同別居	□ 同居 □ 別居	備考	

【被扶養者認定上の所得・取消事例等】

日頃から、被扶養者の収入状況等を確認し、被扶養者の給料明細等、収入確認書類を保管してくだ さい。毎年7月頃に実施する被扶養者の資格確認調査で、被扶養者の収入確認書類(年金額通知書・ 給料明細等)の写しを提出することとなります。

1 被扶養者認定上の所得について

被扶養者認定上の所得とは、所得税法上の所得とは異なり、向こう1年間における恒常的な収 入(税等控除前)の総額で、障害年金、遺族年金等の非課税所得や、傷病手当金、個人年金、利 子、配当、株等による収入等も含みます。

退職金、一括払いの給付金等、その1回限りの収入は含みません。

2 所得限度額

被扶養者の区分	年額	月額(年額÷12)		
障害事由の公的年金の受給要件に該当する者、 又は、60歳以上の者	180万円未満	15万円未満		
当年末日時点の年齢が 19歳以上23歳未満の者(組合員の配偶者除く)	150万円未満	125,000円未満		
上記以外の者	130万円未満	108,334円未満		

- * 雇用保険を受給する場合は、給付日数にかかわらず、基本手当日額×360日で年額に換算。
- * 被扶養者認定後、収入が変動する場合は、毎月の収入総額(税等控除前の支給総額)が、3か 月連続して月額限度額を超過しないこと、及び、直近過去12か月分の合計額が年額限度額を 超過しないことが必要。

3 被扶養者取消事例

- ・勤務先で健康保険に加入した
- ・夫婦共同扶養で配偶者の方が収入が多くなった
- ・3か月連続して月額限度額を超過した ・直近過去12か月の合計額が年額限度額を超過した
- ・勤務先や勤務時間を増やし所得限度額超過が見込める
- ・公的年金が決定し、その他の収入と合わせて所得限度額を超過した
- 別居で送金を止めた(減額した)
- ・被扶養者が海外で活動するために渡航した